

工事の一時中止に係るガイドライン

令和5年4月

さいたま市

目 次

1	ガイドラインの目的	1
2	工事の全部又は一部の施工を一時中止する場合	1
3	工事の一時中止に係る処理	3
4	基本計画書の作成	4
5	工期短縮計画書の作成	5
6	請負代金額及び工期の変更	5
7	増加費用の考え方	6
7-1	準備工着手前に一時中止した場合	6
7-2	準備工期間に一時中止した場合	7
7-3	本工事施工中に一時中止した場合	7
8	増加費用の内訳書（設計書）及び事務処理上の扱い	12
9	工事の一時中止に係る基本フロー	13
10	工事の一時中止に係る基本フローの解説	14
11	工事の一時中止等の通知文例	15
12	基本計画書の作成例	19
13	増加費用の見積書作成例	21

※水道局発注工事への適用

「さいたま市水道局建設工事請負契約基準約款」により発注される建設工事については、本ガイドラインの「さいたま市建設工事請負契約基準約款」を「さいたま市水道局建設工事請負契約基準約款」に、各条項を以下のとおり読み替えて適用する。

市建設工事請負契約基準約款		市水道局建設工事請負契約基準約款
第 20 条	→	第 20 条
第 51 条	→	第 51 条

1 ガイドラインの目的

さいたま市では、市民生活や経済活動の基盤となる道路、河川、上下水道、公園、学校などの様々な社会資本を整備・維持管理するため、毎年、数多くの工事を実施しています。これらの工事を地形、地質、天候などの自然条件や市街部においては騒音、振動、交通の確保等の社会的な制約の中で完成させるため、必要な調査、検討のうえ工事発注を行っていますが、それでもなお、予見できない事態が発生し、工事の一時中止が避けられない場合があります。

本ガイドラインは、品確法の改正及び発注関係事務の運用に関する指針の趣旨を踏まえ、さいたま市建設工事請負契約基準約款（以下「約款」という。）第20条に基づき工事を一時中止する際の事務処理方法を明らかにするとともに、さいたま市請負工事設計変更ガイドライン（以下「設計変更ガイドライン」という。）に示した事例と手続きを踏まえ、必要な工事の一時中止を適正かつ円滑に行うことを目的としています。

（工事の中止）

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 工事の全部又は一部の施工を一時中止する場合

受注者の責めに帰すことができない事由により工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合は、発注者は、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければなりません。

また、発注者は、工事を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、工事現場を維持するための費用等を負担しなければなりません。

【関連事項】 「設計変更ガイドライン」令和4年7月改定

《7-7 工事を一時中止する必要がある場合 参照》

受注者の責めに帰すことができないとは、具体的に次のような場合のことです。

ア 工事用地等の確保ができない場合

- 発注者の義務である工事用地等の確保が行われていない
- 設計図書に工事着工時期が定められているが、その期日までに受注者の責によらず施工できない
- 警察、河川・鉄道等の管理者等の管理者間協議が終わっていない
- 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された
- 同一工事現場内に建築、土木、電気設備、機械設備等複数の工事があり、一部の工事において契約が未成立、大幅な施工の遅延、受注者の倒産等により施工できないなどの状況が生じ、他の契約済みの工事の施工ができない

イ 自然的若しくは人為的な事象により工事を施工できない場合

- 受注者の責によらないトラブル（地元調整等）が生じた
- 予見できない事態（地中障害物の発見等）が発生した
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが不可能と認められる
- 設計時に行った関係機関との基本協議に基づく施工方法が、工事契約後に行った詳細協議で変更された

(1) 発注者の一時中止権

発注者が必要と認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができます。

※ 一時中止を通知する場合は、客観的に「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要です。

(2) 受注者による一時中止事案の確認請求

受注者は、受注者の責に帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の一時中止について発注者と協議することができます。

※ 工事の一時中止について発注者と協議するにあたり、受注者は書面にて協議を依頼することが必要とされます。

【関連事項】一時中止期間が約款第51条第1項(2)に該当する場合は、受注者に契約の解除権が発生します。

(受注者の催告によらない解除権) (抜粋)

第51条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) (略)

(2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一

部のみ場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) (略)

3 工事の一時中止に係る処理

(1) 発注者は、工事の一時中止を受注者に対して書面により通知し、一時中止に伴う工期又は請負代金額等を適正に確保する必要があります。

また、発注者及び受注者は、以下に示すとおり、工事の一時中止に係る処理においては、【工事一時中止ガイドライン様式1～4】(以下、「【様式1～4】」)という。)を使用するものとします。

ア 発注者は、工事を一時中止するにあたって、一時中止対象となる場所、一時中止期間の見通し等の一時中止内容を、【様式1】により受注者に対し通知します。

※ 一時中止期間は、一時中止の通知で指定した日から、一時中止要因が解決し、施工可能と認められる状態になった日までとします。

イ 一時中止要因が解決し施工可能と見込まれるとき、発注者は【様式2】により工事の再開を通知しなければなりません。

ウ 受注者は、実際に要した工事現場の維持等の増加費用が発生した場合は、工事再開後、【様式3】により費用の請求を行います。

エ 発注者と受注者は、工事請負代金及び工期の変更について、【様式4】により協議します。

(2) 本ガイドライン様式以外により実施する、指示、承諾又は協議に関しては、約款第9条第4項で規定する書面によるものとします。

ア 上記書面は、公共建築工事においては「建築工事監督業務書類」で定める「工事現場連絡票」、土木工事においては「さいたま市土木工事監督要綱」で定める「工事記録」(以下、「現場連絡票等」という。)をそれぞれ使用するものとします。

イ 【様式4】協議書には、【様式1】、【様式2】、【様式3】、「基本計画書」、「工期短縮計画書」のほか、「現場連絡票等」を綴じこむことにより、一時中止に係る一連の流れが把握できる協議書とします。

ウ 「現場連絡票等」は事務専決規程等に基づき適切に処理するものとします。

(3) 一時中止開始の日は、一時中止に伴い発生する増加費用の算定根拠となるため、明確にしておく必要があります。このため、原則として工事一時中止の通知【様式1】により一時中止開始の日を定めます。

しかしながら、一時中止の判定までに時間を要し、即時に通知できないなどの場合は、「現場連絡票等」により仮に一時中止開始の日を定めておき、【様式1】により後日通知する際は、確定した一時中止開始の日を記載します。

(4) 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取扱いについては、以下のとおりです。

ア 工事を全面的に一時中止している期間は、技術者の専任を要しない期間となります。

イ 受注者の責によらない理由により工事一時中止が発生し、大幅な工期延期となった場合は、技術者の途中交代が認められます。

【関連通知】「監理技術者制度運用マニュアルについて」
(令和4年12月23日国不建第457号)

※ 大幅な工期延期とは、約款第51条第1項(2)を準拠し、「中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき」を目安とします。

4 基本計画書の作成

受注者は発注者から工事の一時中止の通知があった場合、施工計画書に準じた内容の「一時中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書」（以下、「基本計画書」という。）を発注者に提出します。

(1) 一時中止した工事現場の管理責任は、原則として受注者に属します。なお、詳細については、発注者と受注者の協議により決定します。

※ 実際に着手する前の施工計画作成期間中であっても、現場の維持・管理等が必要な場合は、「基本計画書」を提出します。

(2) 「基本計画書」の記載内容は、原則として次のとおりとします。

ア 一時中止時点における工事の出来形、労働者又は技術職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること

イ 一時中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること

ウ 工事現場の維持・管理に関する基本的事項

エ 一時中止した工事現場の管理責任に関すること

オ 一時中止に伴う概算増加費用

※ 概算増加費用については、指示時点で想定している一時中止期間における概算金額を記載します。

ここで、記載する概算増加費用は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではありません。

5 工期短縮計画書の作成

発注者は、一時中止期間の解除にあたり、供用開始日が決まっている等の理由により工期を延長せず当初工期どおりとする場合など、工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議します。

受注者は発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を発注者に提出します。

- (1) 「工期短縮計画書」の記載内容は、原則として次のとおりとします。
 - ア 工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画等に関すること
 - イ 工期短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること
 - ウ 工期短縮に伴い新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載
- (2) 受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画に則り施工を実施し、発注者と受注者で協議した工程の遵守に努めます。

工期短縮に伴う増加費用については、協議のうえ、工期短縮計画書に基づき設計変更を行います。

6 請負代金額及び工期の変更

発注者は、中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、工事を一時中止した場合において、「客観的に必要があると認められる」ときは、請負代金額及び工期の変更を行います。

- (1) 請負代金額の変更

発注者は、工事の施工を一時中止させた場合、通常行われる数量及び単価等に関する請負代金額の変更では補填し得ない受注者の増加費用及び損害について、受注者から請求があった場合には負担しなければなりません。
- (2) 工期の変更
 - ア 工期の延期期間
 - i 原則として、当初契約工期に工事を一時中止した期間を加え工期延期します。なお、一部の工事を一時中止した場合は、発注者と受注者の協議により必要な延期期間を定めます。
 - ii 地震、災害等の場合は、地震、災害等が生じていた期間が中止期間となると考えられますが、中止期間よりもその後の片付け期間や復興期間の方がずっと長期にわたることが多く、こうした場合には片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能とします。

7 増加費用の考え方

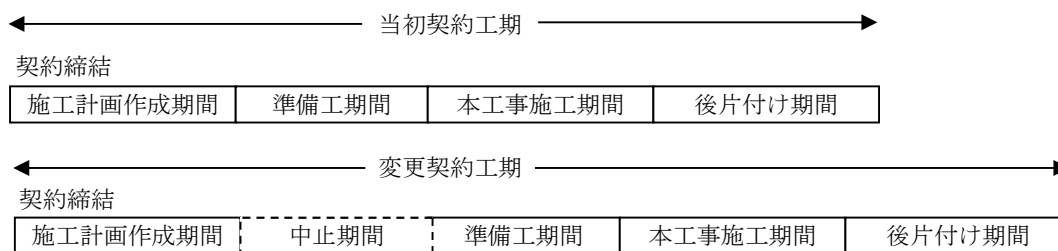
増加費用は、原則として、工事目的物又は仮設に係る工事の着手後を対象に算定します。増加費用算出の適用範囲は、表1のとおりです。

表1 増加費用算出の適用範囲

一時中止 の発生時期	対象工事	
	公共建築工事	土木工事 (中止期間3ヶ月以下)
準備工着手前 契約締結後で現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態で測量等の準備工に着手するまでの期間	増加費用は計上しない	
準備工期間 現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事前の準備期間	積上げ積算 ※見積書等により受注者・発注者協議	
本工事施工中	積上げ積算 ※見積書等により受注者・発注者協議	標準積算（率計算） + α

※ α ：率計上に含まれない項目で必要に応じて見積書等により積上げ計上する

7-1 準備工着手前に一時中止した場合



準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板等が未設置、材料等が未手配の状態で測量等の準備工に着手するまでの期間をいいます。

発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知します。

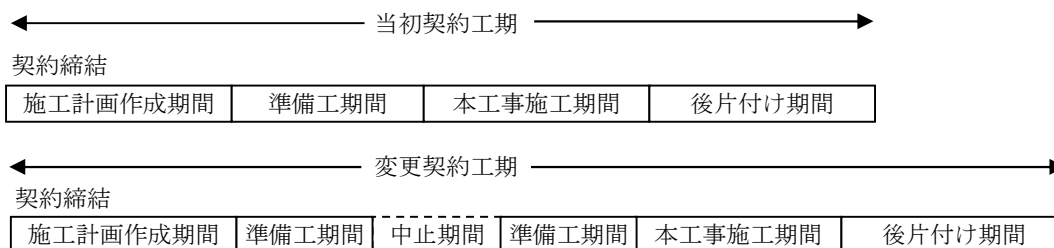
(1) 基本計画書の作成

受注者は発注者から工事の一時中止の通知があった場合、必要に応じて「基本計画書」を発注者に提出します。

(2) 増加費用

一時中止に伴う費用の増加は、原則として計上しません。

7-2 準備工期間に一時中止した場合



準備工期間とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板等を設置し測量等を行うなど、本工事施工前の準備期間をいいます。

発注者は、上記期間中に本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知します。

(1) 基本計画書の作成

受注者は発注者から工事の一時中止の通知があった場合、「基本計画書」を発注者に提出します。

(2) 増加費用の範囲

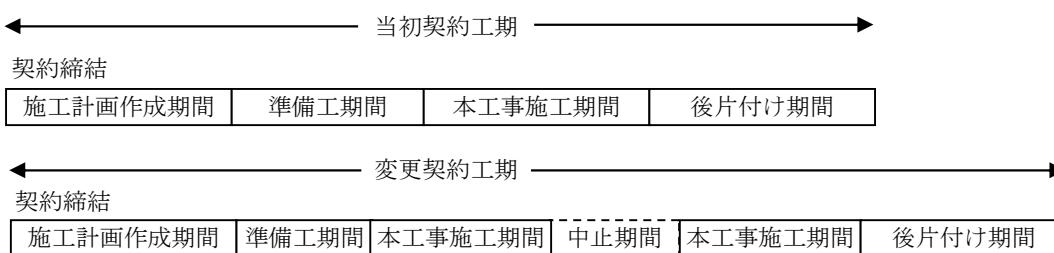
発注者が工事の一時中止を通知し、それに伴う増加費用について、受注者から請求があった場合に負担します。

増加費用は、安全費（工事看板等の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当、ただし他工事に従事した期間は除く）等が想定されます。

(3) 増加費用の算定

増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持等の費用に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者の協議により決定します。

7-3 本工事施工中に一時中止した場合



(1) 基本計画書の作成

受注者は発注者から工事の一時中止の通知があった場合、「基本計画書」を発注者に提出します。

(2) 増加費用の範囲

増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用及び受注者の本支店における必要な費用とします。

なお、発注者が工事の一時中止（一部の施工を一時中止したことにより、工期延期となった場合を含む）を通知し、それに伴う増加費用について、受注者から請求があった場合に負担します。

ア 工事現場の維持に要する費用

一時中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等

イ 工事体制の縮小に要する費用

一時中止時点における工事体制から一時中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等

ウ 工事の再開準備に要する費用

工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

エ 受注者の本支店における必要な費用

一時中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

(3) 増加費用の算定

増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持等の費用に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者の協議により決定します。

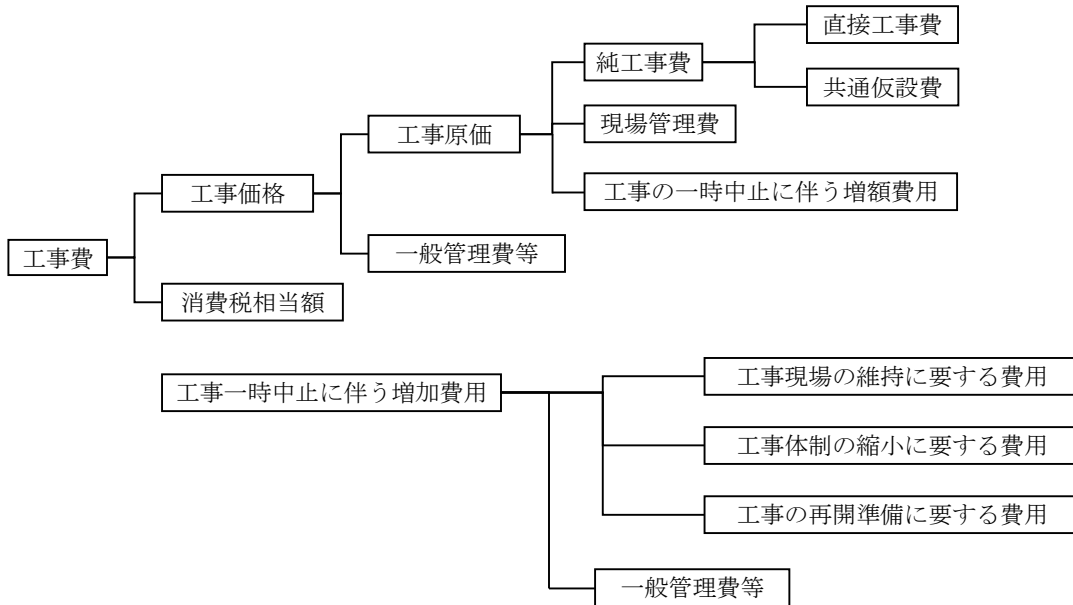
増加費用の各構成費目は、原則として、一時中止期間中に要した費目の内容について積算します。再開以降の工事にかかる増加費用は、設計変更で処理します。

一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理します。

(4) 増加費用等の構成

ア 公共建築工事費の構成

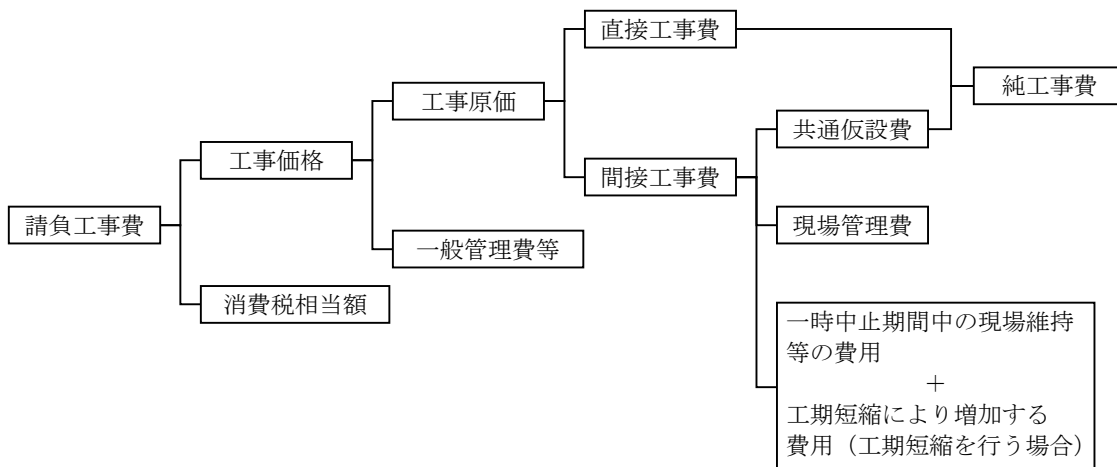
一時中止期間中の現場維持等に要する費用は、原契約の請負工事費とは別に計上するものとします。



- ※ 公共建築工事とは、建築工事、電気設備工事、機械設備工事をいい、昇降機設備工事は電気設備工事又は機械設備工事の規定を準用します。
- ※ 工事一時中止に伴う増加費にかかる一般管理費等は、一時中止に伴って増加する本支店における費用を含みます。

イ 土木工事費の構成

一時中止期間中の現場維持等に要する費用を工事原価に含め一般管理費等の対象とします。



- ※ 土木工事とは、道路、河川、下水道工事等のほか、さいたま市土木工事標準積算基準書を準用する工事（水道工事等）を含みます。
- ※ 一般管理費等は、一時中止に伴う本支店における増加費用を含みます。

(5) 増加費用の積算

ア 公共建築工事

「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持等の増加費用に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者の協議により増加費用を算定します。

また、積算の詳細については、「さいたま市公共建築工事積算基準」によるものとします。

イー 1 土木工事で一時中止期間が3ヶ月を超える場合

「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持等の増加費用に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者の協議により増加費用を算定します。

増加費用の構成費目は、全て積上げとし、表2のとおりとなります。

表2 工事中止期間中の現場維持等に要する増加費用項目

増加費用	現場における増加費用	直接工事費目	イ 材料費	○材料の保管費用 ○他の工事現場へ転用する材料の運搬費 ○直接工事費に計上された材料の損料等
			ロ 労務費	○工事現場の維持等に必要の労務費（中止後の労務費は、トンネル、潜函等を除き、原則として計上しない） ○他職種に転用した場合の労務費差額
			ハ 水道光熱電力等料金	○現場に設置済の施設を維持等のために指示あるいは協議により中止期間中稼働させるために要する水道高熱電力等費用
			ニ 機械経費	○工事現場に存置する機械の存置費用、運転費用
	間接工事費目	ホ 運搬費	○現場搬入済みの建設機械の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用 ○大型機械類等の現場内小運搬	
		ヘ 準備費	○通常の準備作業を超える跡片付け、再開準備に要する費用で指示あるいは協議により必要と認められたものは別途積上げにより計上する	
		ト 仮設費	○仮設諸機材の損料 ○新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用	
		チ 事業損失防止施設費	○仮設費に準じて積算した費用	
		リ 安全費	○工事現場の維持に要する費用（保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用）	
		ヌ 役務費	○仮設工に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金	
		ル 技術管理費	○原則として増加費用は計上しない	
		ヲ 営繕費	○現場事務所、労働者宿舍、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用	
		ワ 労務者輸送費	○元設計が、営繕費と労務者輸送費を区分して積算した場合で、受発注者協議により、工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等への転用が認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用	
		カ 労務管理費	○他の工事現場へ転出する労務者の転出入に要する費用 ○解雇・休業手当を払う場合の費用	
	コ 地代	○現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等で現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用		
ク 福利厚生費等	○現場管理費のうち、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用			
本支店における増加費用			○一時中止に係る工事現場の維持のために必要な受注者の本支店における費用 ○一般管理費として率計上	
消費税相当額			○現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用	

イー２ 土木工事で一時中止期間が３ヶ月以下の場合

一時中止期間が３ヶ月以下の場合、標準積算により算定します。ただし、標準積算により難しい場合は、一時中止期間が３ヶ月を超える場合の算定方法とします。

◇標準積算の算定式

◆中止期間中の現場維持等の費用（G）（単位円 1,000円未満切捨て）

$$G = dg \times J + \alpha$$

dg：中止に係る現場経費率（単位％ 少数第４位四捨五入３位止め）

J：対象額（中止時点の契約上の純工事費 単位円 1,000円未満切捨て）

α：積上げ費用（単位円 1,000円未満切捨て）

◆一時中止に係る現場経費率（dg）

$$dg = A \left\{ \left(J / (a \times J^b + N) \right)^B - \left(J / (a \times J^b) \right)^B \right\} + (N \times R \times 100) / J$$

N：中止日数（日）※部分中止の場合は部分中止に伴う工期延期日数

R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

A・B・a・b：工種毎の係数（さいたま市土木工事標準積算基準参照）

i 現場経費率（dg）に含まれる費用

一時中止に伴い増加する費用のうち、現場経費で算定する内容は下記のとおりとします。

(ア) 運搬費の増加費用

現場搬入済み建設機械の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用及び大型機械類等の現場内小運搬に係る費用

(イ) 安全費の増加費用

工事現場の維持に関する費用（保安施設、保安要員の費用等）

(ウ) 役務費の増加費用

仮設工に係る土地の借上げ等に要する費用、電力及び用水等基本料金

(エ) 営繕費の増加費用

現場事務所、労務者宿舎等の営繕損料に要する費用

(オ) 現場管理費の増加費用

現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用

ii 積上げ費用（α）

積上げ計上する項目は、直接工事費（仮設工含む）及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用であり、以下のとおりとします。

(ア) 直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）及び仮設費に計上された仮設材等の一時中止期間中に係る損料額及び補修費用

(イ) 直接工事費（仮設費）及び事業損失防止施設費における項目で
現場維持等に要する費用

8 増加費用の内訳書（設計書）及び事務処理上の扱い

(1) 増加費用の内訳書（設計書）における取扱い

ア 公共建築工事

増加費用は、一時中止した工事の内訳書の中に「工事の一時中止に伴う
増加費用」として原契約の請負工事費とは別計上します。

イ 土木工事

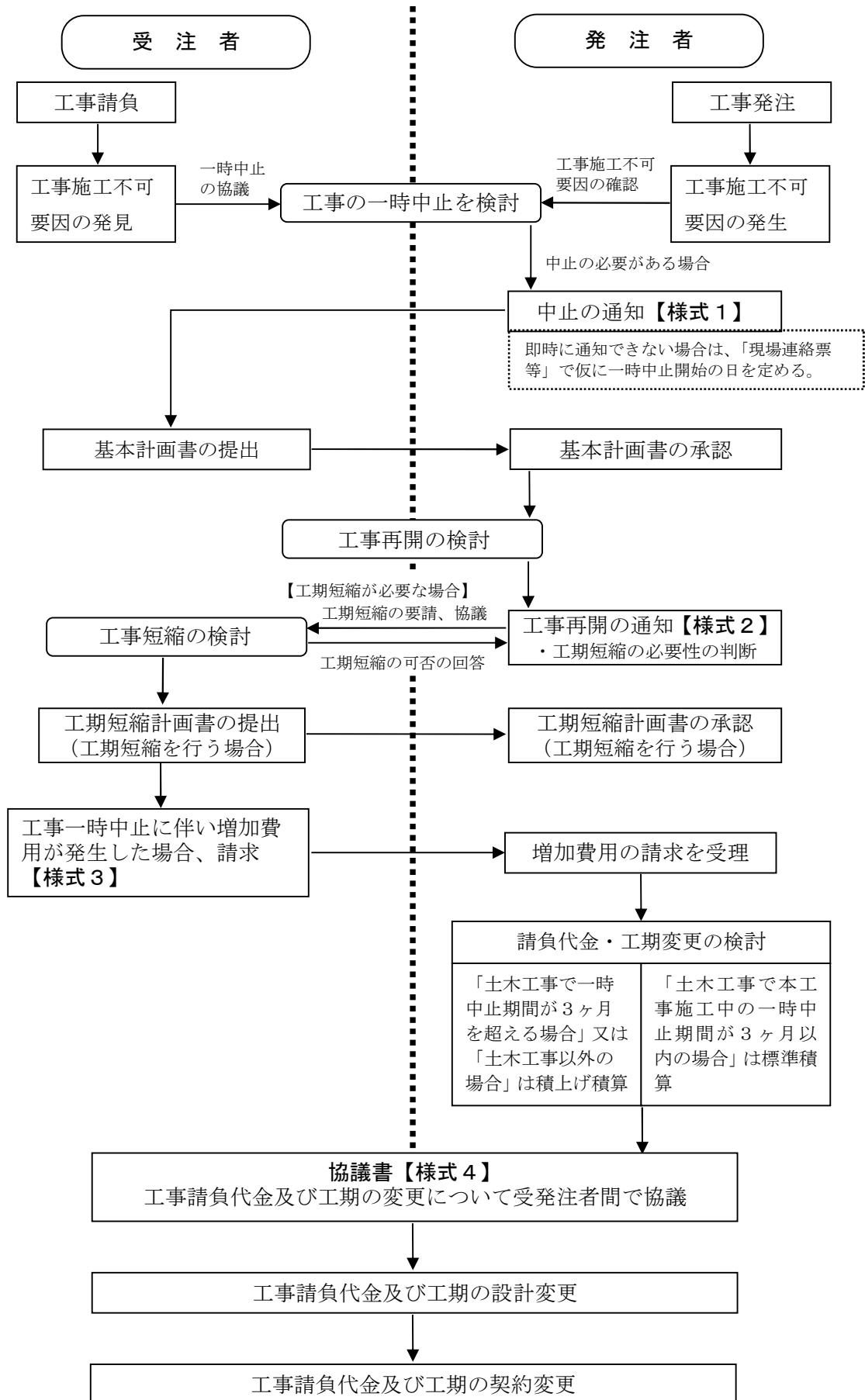
増加費用は、一時中止した工事の設計書の中に「中止期間中の現場維持
等の費用」として原契約の請負工事費とは別計上します。ただし、設計書
上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみな
します。

(2) 増加費用の事務処理上の取扱い

増加費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならない、
変更契約するものとし、増加費用は、受注者から請求があった場合に負担し
ます。

増加費用の積算は、工事再開後速やかに発注者と受注者が協議して行います。

9 工事の一時中止に係る基本フロー



10 工事の一時中止に係る基本フローの解説

- (1) 工事の施工不可要因について、発注者と受注者により「工事の一時中止」について検討（工事現場を適正に維持管理するための検討を含む）します。
なお、一時中止期間が約款第51条第1項(2)に該当する場合、受注者に契約の解除権が発生しますので、そのことも踏まえ検討します。
- (2) 検討の結果、「工事の一時中止」が必要な場合は、発注者は【様式1】にて、受注者に「工事の一時中止」を通知します。
工事を一時中止するにあたり、中止対象となる場所、中止期間の見通し等の中止内容を通知します。
- (3) 受注者は、工事の一時中止の通知があった場合、「基本計画書」を作成し、提出します。原則として、「基本計画書」により一時中止期間中の工事現場の維持管理方法を定めた後、工事一時中止となります。
施工計画作成期間中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理が必要な場合は、「基本計画書」を提出するものとします。
- (4) 発注者と受注者により、工事を再開する日時等について検討します。
通常、一時中止の通知時点では一時中止期間が確定的でないことが多いため、発注者と受注者は、工事の施工不可要因の解決にどのくらいの時間を要するか検討する必要があります。
- (5) 検討の結果、工事の施工不可要因が解決し施工可能と見込まれるとき、発注者は【様式2】にて受注者に工事を再開する日時等を通知します。
- (6) 一時中止に伴い工期短縮を行う場合には、受注者は、その方策に関する「工期短縮計画書」を作成し、提出します。
- (7) 受注者は、「基本計画書」に従って工事現場の維持等を実施した結果、実際に増加費用を要した場合は、工事再開後、【様式3】にて費用の請求を行うことができます。また、増加費用のうち積上げ計上する項目については、受注者は増加費用に係る見積りを提出します。
- (8) 発注者は、増加費用の請求、「基本計画書」及びその他協議に則って、中止期間中に実際に要した工事現場の維持等の増加費用等及び延長すべき工期について検証し、発注者と受注者において工事請負代金及び工期の変更について【様式4】にて協議します。
このとき、協議書には、【様式1】、【様式2】、【様式3】、「基本計画書」、「工期短縮計画書（工期短縮を行う場合）」のほか、「現場連絡票等」を綴じこみ、工事一時中止に係る一連の流れを把握できるようにします。

1.1 工事の一時中止等の通知文例

(1) 工事の一時中止通知

【工事一時中止ガイドライン様式1】

文書番号第 号
年 月 日

(受注者)

所在地

商号又は名称

代表者氏名

様

さいたま市長 ○○ ○○ 印

工事の () 一時中止について (通知)

さいたま市建設工事請負契約基準約款第20条第1項(第2項)の規定により次のとおり通知します。

1 工事名 ○○○○○○工事

2 本工事を 年 月 日から () 一時中止する。

3 中止理由

4 工事中止場所 さいたま市○○区○○△丁目地内

5 工事一時中止予定期間 ○○日間 (年 月 日まで)

6 工事再開については、別途通知する。

7 その他

※ () 内には、全部又は一部を記入すること。

担当

○○局○○部○○課

○○係 ○○、○○

直通 ○○○-○○○-○○○

FAX ○○○-○○○-○○○

Email XXX@city.saitama.lg.jp

(2) 工事の一時中止の再開通知

【工事一時中止ガイドライン様式2】

文書番号第 号
年 月 日

(受注者)

所在地

商号又は名称

代表者氏名

様

さいたま市長 ○○ ○○ 印

工事の () 一時中止の () 再開について (通知)

○○年○○月○○日付けで通知した工事の () 一時中止について、次のとおり () 再開しますので、通知します。

- 1 工事名 ○○○○○○工事
- 2 本工事を○○年○○月○○日から () 再開する。
- 3 工事一時中止期間 ○○日間
- 4 工事再開場所 さいたま市○○区○○△丁目地内

※ () 内には、全部又は一部を記入すること。

担当

○○局○○部○○課

○○係 ○○、○○

直通 ○○○-○○○-○○○

FAX ○○○-○○○-○○○

Email XXX@city.saitama.lg.jp

(3) 増加費用及び工期延長の請求書例

【工事一時中止ガイドライン様式3】

〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先)
さいたま市長

所在地
受注者 商号又は名称
代表者職氏名

工事の一時中止に伴う増加費用等の請求について

〇〇年〇〇月〇〇日付けで契約を締結しました工事について、〇〇年〇〇月〇〇日にさいたま市建設工事請負契約基準約款第20条の規定による工事一時中止通知を受け、〇〇年〇〇月〇〇日に工事の再開通知を受けましたので、次のとおり工事一時中止に伴い現場維持等に要した増加費用及び工期の延長を請求します。

工事名	〇〇〇〇〇〇工事
工期	〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで
中止期間	〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで
請求内容	工事の一時中止に伴い、次のとおり要した増加費用及び工期の延長について請求します。 参考に、見積書及び根拠資料を添付いたします。
	増加費用 〇,〇〇〇,〇〇〇円
	延長工期 〇〇日間


(4) 工事請負代金及び工期の変更協議書例

【工事一時中止ガイドライン様式4】

さいたま市建設工事請負契約基準約款に基づく変更協議書

文書番号第 号
年 月 日

(あて先) 受注者

発注者 さいたま市長 ○○ ○○ 

さいたま市建設工事請負契約基準約款に基づき、下記のとおり協議します。

記

- 1 契約番号 ○○-○○○○-○○○
- 2 工事名称 ○○○○○○工事
- 3 工事場所 さいたま市○○区○○△丁目地内
- 4 工 期 ○○年○○月○○日から○○年○○月○○日まで
- 5 請負金額 ○○, ○○○, ○○○円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額○○○, ○○○円)
- 6 協議事項
 - (1) 工事一時中止に伴い、工事現場の維持等に要し、発注者が負担することとなった増加費用の額 (別添資料1 参照)
 - (2) 工事一時中止に伴い、必要となった延期日数 (別添資料2 参照)

1 2 基本計画書の作成例

受注者は発注者から工事の一時中止の通知があった場合、施工計画書に準じた内容の「基本計画書」を発注者に提出します。

「基本計画書」には、一時中止期間中の業務内容及び中止期間中の現場体制を明記します（一時中止に伴う増加費用の基礎資料）。また、記載内容は原則として次のとおりとなります。

ア 一時中止時点における工事の出来形、労働者又は技術職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること

イ 一時中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること

ウ 工事現場の維持・管理に関する基本的事項

エ 中止した工事現場の管理責任に関すること

オ 一時中止に伴う概算増加費用

※ 本作成例は、本工事施工中に一時中止した場合であるため、一時中止がどの段階で生じたかにより、必要な内容を記載します。

※ 本作成例では、工事一時中止期間中において、監理技術者の専任を解除し、現場代理人は現場作業を行う必要があるため、工事現場に常駐することとしています。

<p>〇〇〇〇〇〇工事</p> <p>一時中止期間中の工事現場の 維持・管理に関する基本計画書</p> <p>〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇〇〇株式会社</p>	<p>目 次</p> <p>1 工事概要</p> <p>2 工事一時中止の概要</p> <p>3 中止時点における内容</p> <p>4 中止に伴う工事現場体制の縮小と再開に関すること</p> <p>5 中止期間中の工事現場の維持、管理に関すること</p> <p>6 中止した工事現場の管理責任に関すること</p> <p>7 中止に伴う概算増加費用</p>
---	--

(A 4 版)

1. 工事概要

- (1) 工事名称
- (2) 工事場所
- (3) 工期
- (4) 請負代金額

2. 工事一時中止の概要

- (1) 工事一時中止予定期間
- (2) 中止理由
- (3) 工事中止場所

3. 中止時点における内容

- (1) 中止する工種の出来形
- (2) 労働者又は技術職員の体制、労働者数、搬入材料、建設機械器具等

4. 中止期間中の体制

中止期間中の体制は以下のとおりです。

- ・ 監理技術者は専任を解除します。
- ・ 現場代理人は現場に常駐します。
- ・ 施工計画書の中の現場組織表・安全衛生管理組織に記載された担当者は、担当を解除せず、業務が発生した都度、役割を果たします。

5. 中止期間中の工事現場の維持、管理に関すること

- (1) 現場点検の実施
一般者及び歩行者が円滑に通行できるよう、1日1回以上の現場点検を実施します。
不具合の発生時には、監督員に報告するとともに、緊急処置のできる体制を整えておきます。
- (2) 緊急時の対応
地震発生時及び台風や積雪等による警報発令時には、現場点検を実施するとともに、施工計画書による緊急時の体制を築き、災害に対する対応・災害防止のための処置をとるものとします。
- (3) 中止期間中の実施作業
中止解除（現場着工）時に円滑に工事が実施できるように、下記業務等を実施します。
 - ・ 現地の再調査
工事区間内の現状について、測量及び地下埋設物等の調査を行い、変更の必要が生じた場合は、監督員と協議します。
 - ・ 試掘の立会い
起業者の試掘に対し、全て立会い、埋設箇所の確認を行います。
 - ・ 施工計画書の作成
現場着工に向けた施工計画書を作成し、監督員に提出します。
 - ・ 道路調整会議に出席します。
 - ・ 道路工事等協議書の作成
現場着工に向けた道路工事等協議書を作成します。
 - ・ 地元調整を行います。

6. 中止した工事現場の管理責任に関すること

一時中止した工事現場の管理責任は、原則として弊社が負うものです。

7. 中止に伴う概算増加費用（参考値） 〇〇〇,〇〇〇円

(A 4 版)

1.3 増加費用の見積書作成例

(1) 増加費用の見積り書例

(見積り書により増加費用を算定する場合)

工事一時中止に伴う増加費用等の見積り	
工事名	〇〇〇〇〇〇工事
工事場所	自) 〇〇〇区〇〇〇町 至) 〇〇〇区〇〇〇町
当初工期	自) 〇〇年〇〇月〇〇日 至) 〇〇年〇〇月〇〇日
一時中止期間	自) 〇〇年〇〇月〇〇日 至) 〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇〇日間)
当初契約金額	¥〇〇,〇〇〇,〇〇〇 (税抜¥〇〇,〇〇〇,〇〇〇)
増加金額	¥2,624,042 (税抜¥2,499,088)
〇〇〇〇株式会社	

〇〇〇〇〇〇工事

	単位	数量	単価	金額	適用
中止期間中の現場維持費				2,499,088	
(1) 従業員給与手当				2,152,123	資料1参照
現場代理人	月	3.3	415,199	1,488,956	
監理技術者	月	1.3	510,129	663,167	
(2) 経費別支払				346,965	資料2参照
福利厚生費	式	1		35,498	
事務用品費	式	1		50,935	
通信交通費	式	1		97,500	
現場事務所費	式	1		163,032	

(2) 見積りの実施内容が証明できる資料

ア 現場代理人等給与手当について (資料1)

i 当該現場での作業内容

中止期間中間報告 ○月 総括表

月	日	曜日	作業の内容	月	日	曜日	作業の内容
○ 年 ○ 月	1	金	工事の一時中止通知	○ 年 ○ 月	15	金	現地調査 (支障物等の確認)
	2	土			16	土	
	3	日			17	日	
	4	月	現地調査 (現地測量)		18	月	現地調査 (試掘の立会)
	5	火	現地調査 (現地測量)		19	火	現地調査 (試掘の立会)
	6	水	現地調査 (現地測量)		20	水	現地調査 (試掘の立会)
	7	木	現地調査 (現地測量)		21	木	現地調査 (試掘の立会)
	8	金	現地調査 (現地測量)		22	金	現地調査 (現地照査)
	9	土			23	土	
	10	日			24	日	
	11	月	現地調査 (現地測量)		25	月	現地調査 (現地照査)
	12	火	現地調査 (現地測量)		26	火	道路調整会議 (占用企業者)
	13	水	現地調査 (支障物等の確認)		27	水	構造物位置の確認 (現地照査)
	14	木	現地調査 (支障物等の確認)		28	木	構造物位置の確認 (現地照査)

○○○(株) ○○支店

ii 給与等の内訳書

※工事中止に伴い、監理技術者の専任を解除。工事再開の約1ヶ月前から専任を再開。(別途、変更基本計画書を提出)

月別給与支給明細書

【現場代理人 ○○ ○○】

	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当小計
○月	369,900	110,147	102,825	582,872
○月	369,900	0	102,825	472,725
○月	369,900	23,725	102,825	496,450
○月(9日分)	165,744	5,932	81,072	252,748
合計	1,275,444	139,804	389,547	1,804,795
対象期間平均	318,861	34,951	97,387	451,199

【監理技術者 ○○ ○○】

	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当小計
○月				
○月	523,600	0	180,937	704,537
○月(9日分)	234,648	0	81,072	315,720
合計	758,248	0	262,009	1,020,257
対象期間平均	379,124	0	131,005	510,129

現場着手の目処が立ったことから、○月に監理技術者を専任に変更した。

工事の一時中止に係るガイドライン

平成25年3月策定

平成26年8月改定

平成29年3月改定

令和 2年5月改定

令和 3年4月改定

令和 5年4月改定

建設局 技術管理課